

大阪市規則第126号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第1（第4条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

[別表第1 別紙1]

[同左]

専 用 公 印

名称	ひな形	書体	寸法	用途
[同左] 国民健康保険証書用市 印	[同左] 24	[同左] てん書	ミリメートル [同左] 方 21	[同左] 国民健康保険の被保険者 <u>資格証明書、標準負担額 減額認定証</u> 、特定疾病療 養受療証、限度額適用認 定証及び限度額適用・標 準負担額減額認定証用
国民健康保険証書用市 印	24 の 2	てん書	方 15	国民健康保険の被保険者 <u>証</u> 及び高齢受給者証用 (印影印刷用)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第 1 別紙 2]

[略]

専 用 公 印

名称	ひな形	書体	寸法	用途
[略]	[略]	[略]	ミリメートル	[略]
国民健康保険証書用市 印	24	てん書	方 21	国民健康保険の <u>標準負担 額減額認定証</u> 、特定疾病 療養受療証、限度額適用 認定証及び限度額適用・ 標準負担額減額認定証用
国民健康保険証書用市 印	24 の 2	てん書	方 15	国民健康保険の <u>資格確認 書</u> 及び高齢受給者証用 (印影印刷用)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(令和 6 年 11 月 29 日揭示済)